

北海道網走桂陽高等学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、インターネットを通じて行われるいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そのため、全ての生徒が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取り組み等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進するとともに、いじめの早期発見やいじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

2 いじめについて

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ア いじめの芽は、どの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- イ 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ウ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものという。

イ いじめの内容

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言う。
- ②仲間はずれ、集団による無視。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ③金品をたかられる。
- ④金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

ウ いじめの要因

- ①いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ②いじめは生徒だけでの問題ではなく、パワハラやセクハラ、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。

- ③いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」の存在、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④いじめを行う背景には、イライラ感や無気力感を伴うストレスや友人等との嫌なできごとのストレスをもたらす要因、競争的な価値観などが存在している。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業や生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自己尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取り組みが十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、いじめ対策委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの防止

いじめの芽はどの生徒にも生じることを踏まえ、全ての生徒を対象に学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組む。

また、生徒に対して、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(1) 学習指導の充実

- ①授業規律の徹底、授業中の正しい姿勢の徹底や発表の仕方、聞き方の指導の充実を図る。
- ②生徒一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりの推進。
- ③コミュニケーション能力を育み、生徒が主体的に参加、活躍できる授業づくりの推進。

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ①「桂陽・安全安心の日」を通して、規範意識や自他の生命を尊重する心を育み、身を守るために危険予測、それを回避するための指導の充実。
- ②コミュニケーション能力の向上を図りながら、望ましい人間関係づくりの形成を育むホームルーム活動の充実。
- ③生徒会活動やボランティア活動など、生徒の自主的な活動を推進。

(3) 教育相談の充実

- ①Q-U や子ども理解支援ツール「ほっと」を活用した定期的な個人面談の実施。
(6月、11月)
- ②特に配慮が必要な生徒の情報把握と日常的な支援及びスクールカウンセラー等の専門家による必要な支援と適切な指導の充実。

(4) 人権教育の充実

- ①人権への配慮を伴ったモラルやマナー意識の向上を図るための活動の充実。
- ②関係機関と連携した講演会等の実施。

(5) 情報教育の充実

- ①教科「情報」等における情報モラル教育や情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育の推進。

(6) 保護者・地域との連携

- ①いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知。
- ②地域の人材や外部専門家を活用した講演会等の実施。
- ③PTA を対象とした研修会の開催や保護者同士のネットワークづくりの推進。
- ④授業参観(4月)及び授業公開(11月)の実施。

(7) 教職員の研修等の充実

- ①いじめ防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修会等への参加及び校内研修の計画的な実施。

5 いじめの早期発見

いじめ問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを看過したり軽視することなく積極的な認知に努める。

(1) いじめの認知

いじめを認知した場合は、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒のやそれを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては、事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

「緊急時の組織的対応」（別紙2）により速やかに報告、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) アンケート調査の実施

①定期的なアンケート調査を実施する。（5月、11月）

(5) 相談体制の整備

①ホームページや学校だより等による相談窓口の周知。

②個人面談を定期的に実施。（6月、11月）

③スクールカウンセラー等の専門家の活用。

(6) 情報の集約、共有

①報告経路の明示・報告。

②職員会議等での情報共有。

③配慮が必要な生徒の実態把握。

④進学における中学校からの引継ぎ及び進級時における担任間の連携。

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

①安全、安心の確保。

②心のケア。（教育相談担当及びスクールカウンセラーとの連携）

③今後の対策について、共に考える。

④活動の場等を設定し、認め、励ます。

⑤温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

- ①いじめの事実を確認する。
- ②いじめの背景や要因の理解に努める。
- ③いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ④今後の生き方を考えさせる。
- ⑤必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ①自分の問題としてとらえさせる。
- ②望ましい人間関係づくりに努める。
- ③自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校はいじめ解消に全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ①じっくりと話を聞く。
- ②苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ③親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ①いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ②生徒や保護者の心情に配慮する。
- ③行動が変わらう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ④生徒の様子等で気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ①双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ②管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ③教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

- ①関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ②関係機関との調整

イ 警察との連携

- ③心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ④犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉機関との連携

- ①家庭の養育に関する指導・助言
- ②家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ①精神保健に関する相談
- ②精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

インターネットを通じ、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者に送信する。特定の生徒になりすまし社会的信用を失わせる行為をする、特定の生徒の個人情報を掲載する等がネットいじめであり、本人が気づいていない中でこれらが行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

(2) ネットいじめの予防

ア 情報モラル教育の充実

- ①「情報モラル教育」や情報活用の実践力等の育成に関する教育の推進。

イ 保護者への啓発

- ①インターネット利用における家庭でのルール作成。
- ②フィルタリングの設定。

ウ 定期的な学校ネットパトロール

エ 「ネット社会の現状」や「インターネットの危険性」等に関する講演会等の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ①被害者からの訴え、閲覧者からの情報収集。
- ②定期的なネットパトロールの実施。

イ 不当な書き込みへの対処

- ①状況の確認と記録の整理。
- ②管理者等と連携し、速やかなデータ削除の依頼。
- ③警察等への相談。

8 重大事態への対応 別紙5

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがある状態。

- ①生徒が自殺を企てた場合
- ②精神性の疾患を発症した場合
- ③身体に重大な障害を負った場合
- ④高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態。

- ①年間の欠席が30日程度以上の場合。
- ②連續した欠席の場合は、状況により判断する。

（2）重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（オホーツク教育局）に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

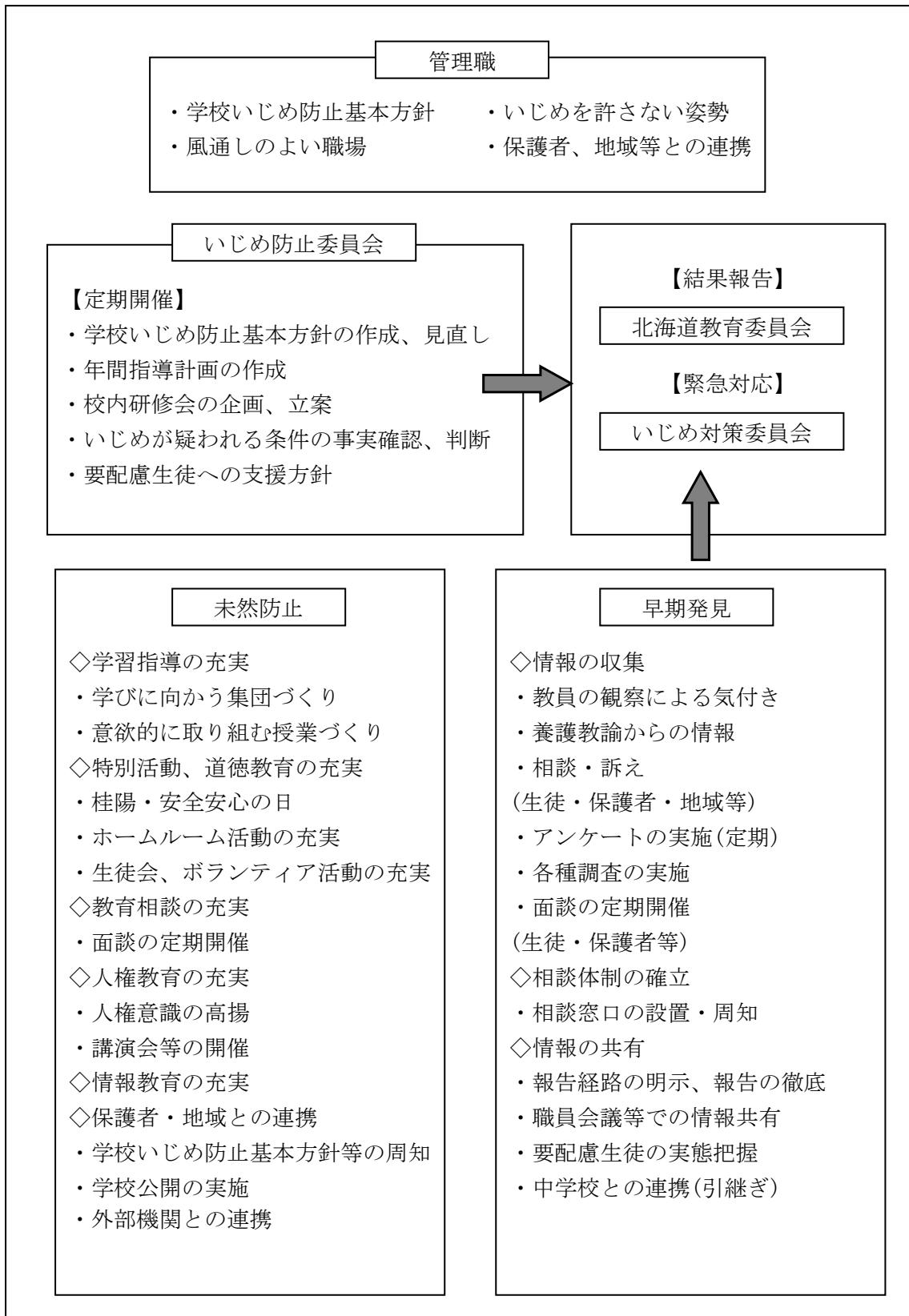
9 附則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

平成30年3月 一部改定。

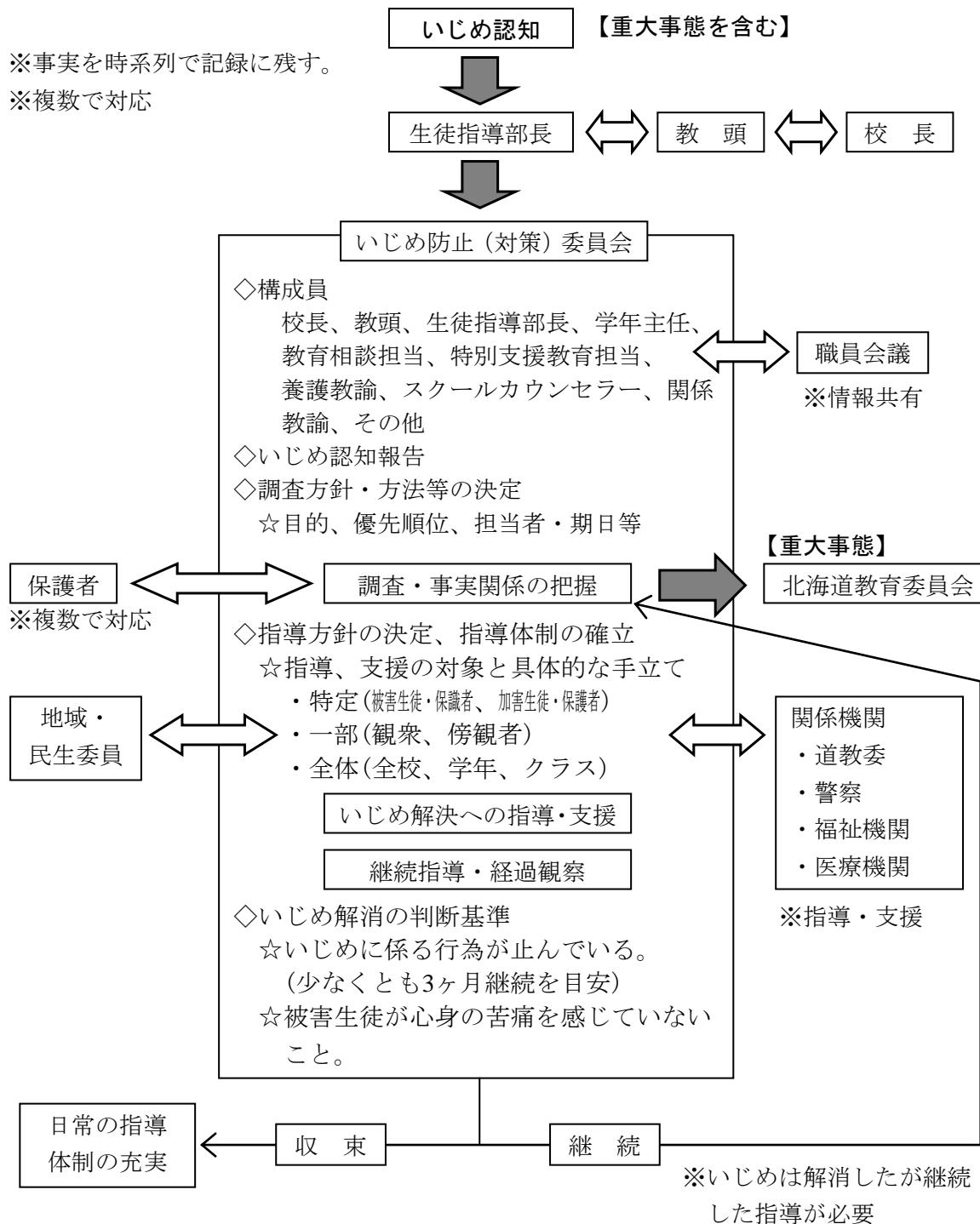
別紙1

日常の指導体制(未然防止・早期発見)



別紙2

緊急時の組織的対応(いじめへの対応)



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> ○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○教員と視線が合わず、うつむいている。 ○体調不良を訴える。 ○提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○保健室・トイレに行くようになる。 ○教材等の忘れ物が目立つ。 ○机周りが散乱している。 ○決められた座席と異なる席に着いている。 ○教科書・ノートに汚れがある。 ○突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ○弁当にいたずらをされる。 ○昼食を教室の自分の席で食べない。 ○用のない場所にいることが多い。 ○ふざけ合っているが表情が見えない。 ○衣服が汚れていたりしている。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ○一人で清掃している。 ○放課後等慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ○一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none"> ○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ○ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ○教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ○自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがあったりする。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。

- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。

- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力